

## 市民活動団体支援業務 プロポーザル審査基準

### 1 基本的な考え方

本業務の受注者の決定にあたっては、「市民活動団体支援業務要求水準書」などの関係書類を基本としたうえで、提出された企画提案書の内容やヒアリングでの説明、質疑応答から、各提案者の次の審査項目について審査して受託候補者の順位づけを行う。

- (1) 業務の実施体制
- (2) 類似業務の実績
- (3) 業務等の理解度・考え方
- (4) 企画提案内容
- (5) 工程計画
- (6) 費用の合理性（見積価格）

### 2 審査項目及び配点

審査は、100点を満点とし、審査項目別に次のように配点する。

審査項目	配点（満点時）
①業務の実施体制	10
②類似業務の実績	10
③業務等の理解度・考え方	20
④企画提案内容	40
⑤工程計画	10
⑥費用の合理性（見積価格）	10
合計	100

### 3 各項目の審査の視点

- (1) 業務の実施体制  
本業務を実施するにあたり、必要な能力を有する担当者の配置、サポートや分担などにより、事業者として安定的に業務を実施することが見込める体制となっているか審査する。
- (2) 類似業務の実績  
事業者として、本業務を遂行するに足る実績を有しているか、過去3年以内の類似業務の実績について審査する。
- (3) 業務等の理解度・考え方  
本業務を請け負うにあたっての、業務の目的・条件・内容への理解度や基本的な考え方について審査する。
- (4) 企画提案内容  
企画内容が、要求水準書を踏まえ、かつ、事業者の特長等を生かしたもので、漏れなく具体的な提案となっているか審査する。
- (5) 工程計画

工程を検証し、確実に履行できるスケジュールとなっているか審査する。

- (6) 費用の合理性  
見積額が提案内容に見合ったものになっているか審査する。

#### 4 評価点数

評価は、項目ごとの審査の視点を参考とし、審査項目ごとに5段階で評価する。評価は「普通」を基準として、それよりもどの程度優れているか、劣っているかを判断するものとする。

評価にはそれぞれ対応する基準となる点数を設け、当該項目の得点とする。

評価	配点が 10点の場合	配点が 20点の場合	配点が 40点の場合
大変優れている	10	20	40
優れている	8	16	32
普通	5	10	20
やや劣る	3	6	12
劣る	1	2	4

#### 5 受託候補者の選定方法

選考委員の採点により、次の条件に従い順次選定する。ただし、全選考委員の平均得点が60点に満たない場合は要求水準を満たしていないとみなして、受託候補者とししない。

【選定順】

- ① 過半数を超える委員から最高順位を得た者
- ② ①により決しない場合、全委員の合計得点が最高得点の者
- ③ ②が複数いる場合は、企画提案内容項目の評価点の合計が最も高い者
- ④ ③が複数いる場合は、提案金額の最も安価な者

#### 6 その他留意事項

- (1) 選考委員への接触は、直接、間接を問わず禁じているので、接触があった場合には、当該参加者は失格となる。
- (2) 評価については、提案審査の当日に行うものとする。
- (3) 提案書審査及びヒアリングにおいて、提案者の提案作成技術又は説明技術等によらず、提案内容の優劣について審査するものとする。